**海外療養費制度（海外渡航中に病気やけがで治療を受けた場合**）

海外渡航中に急な病気やけがでやむを得ず現地で治療を受けた場合、海外で支払った医療費の一部の払い戻しを受けることができます。基本的には、「日本国内の保健医療機関で同等の治療を受けた場合の医療費（標準額）」か「領収明細書の金額（実費額）」のどちらか低い額から、一部負担金を差し引いた額が、海外療養費として支払われます。



**【注意】治療目的の渡航や日本で保険適用外となる治療の場合は保険給付の対象となりません。**

○申請に必要なもの

（診療内容明細書、領収明細書、日本語訳文等を発行・作成するための費用は申請者負担となります。）

|  |  |
| --- | --- |
| ①診療内容明細書（Form A）　※日本語翻訳文も必要 | ・海外で治療をした医師が作成したもの・医療機関に問い合わせることもありますので、医療機関名、住所、電話番号、担当医師名が記載してあるか確認してください。・月をまたがって受診した場合は、各月ごと、入院・入院外ごとに作成してください。・翻訳文には翻訳者の住所、氏名、電話番号を記入してください。翻訳は被保険者本人が行っても構いません。 |
| ②領収明細書（Form B）　※日本語翻訳文も必要　※歯科の場合、歯科用を使用のこと |
| ③診療内容補足説明書　※必要な場合のみ |
| ④調査に関わる同意書 | ・治療を受けた人が記入してください。 |
| ⑤海外で受け取った治療費の領収書（原本） | ・診察券等があれば、医療機関名等確認のためお持ちください。 |
| ⑥パスポート | ・治療を受けた日に渡航していたことが分かる出入国印が押印されているものをお持ちください。 |
| ⑦国民健康保険証 |  |
| ⑧世帯主名義の振込口座が分かるもの | ・海外への送金は出来ません。 |
| ⑨認印 | ・世帯主のものをお持ちください。 |
| ⑩療養費支給申請書 | ・市役所窓口に用意しています。別世帯員が申請する場合は委任状が必要です。 |

裏面もご覧ください。

**◆海外療養費を申請される方へ（お知らせ）◆**

海外での公的保険から給付を受ける場合

○海外での公的保険に加入され、その保険からの給付を受ける場合は、公的保険から給付される額を減額して海外療養費を給付します。

○海外療養費の支給後に、公的保険の給付が判明した場合は、その差額を返還していただくことになります。海外の公的保険に加入された人は、海外療養費の申請時にあらかじめお伝えください。

民間の旅行傷害保険等に加入した場合

○民間の旅行傷害保険等から支給される治療費（保険金）は、海外療養費の支給額の減額対象となりません。ただし、民間の旅行傷害保険が提携した現地の医療機関で、本人が自己負担なく医療機関から治療を受けた場合（被保険者に費用負担が生じていない場合）等は、海外療養費の支給の対象になりません。

提出書類について

○診療内容明細書、領収明細書、領収証、日本語訳文等を発行するために必要となる費用は申請者の負担となります。（添付する翻訳には、翻訳者の氏名、住所、電話番号を記載してください。）

○提出書類の記載内容に不備・不明な点がある場合は、書類の内容について詳しく確認させていただきます。また、審査の過程で確認書類等再提出をお願いすることがあります。

支給について

○申請を受けた後、診療内容明細書、領収明細書等の審査があるため、給付には３ヶ月以上時間を要します。また、申請書類に不明な点がある場合、治療を受けた医療機関に文書、電話等で確認をすることがあります。その際、審査には相当のお時間をいただくことになりますので、あらかじめご了承ください。

パスポートについて

〇空港の出入国審査で自動化ゲートを利用される場合はパスポートに出入国印は押印されません。自動化ゲートの通過時に職員に押印してもらうようにしてください。自動化ゲート通過等で出入国が確認できない場合には，航空券（電子航空券の写しでも可），査証等，海外渡航の事実が確認できるものをお持ちください。これらが無い場合には，法務省の出入（帰）国記録に係る開示請求による記録の写しをご提出いただく場合があります。　　　　（発行には手数料等がかかりますが，申請者の負担となります）

注意事項

〇海外療養費は、日本国内に住所のある方が短期間海外渡航したときの制度です。長期間日本国外に居住する場合の制度ではありません。

〇翻訳文に、誤訳や翻訳漏れがあると海外療養費の支給を受ける上で適正な支給ができない場合があります。また、書類不備の場合は支給ができない場合がありますので、記入後の書類を確認した上で申請してください。

〇厚生労働省の通知に基づき、不正受給を防止するため、海外療養費の支給申請に対する審査を強化しています。渡航、翻訳文、医療機関、受診の確認などに時間がかかりますので、支給や不支給の決定までには期間がかかることをあらかじめご了承ください。不正請求に対しては、警察と連携して厳正に対応を行います。

〇現地で受診した翌日から2年を経過すると、時効により申請ができなくなります。

問い合わせ先　〒818-0198　太宰府市観世音寺一丁目１番１号

太宰府市　国保年金課　国保年金係　　電話　092-921-2121（内線311・320）